重要事項説明書

記入年月日	2025年7月1日
記入者名	佐藤 泰丈
所属・職名	支配人

1 事業主体概要

名称	(ふりがな) あるそっくじょいらいふかぶしきかいしゃ						
411/1/	ALSOKジョイライフ株式会社						
<u>法人番号</u>	2 1 2 0 0 0 1 1 5 1 2 2 5						
ナキス東改正の正左地	〒 530−0047						
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区西天満四丁目14番3号						
	電話番号/FAX番号	06-6360-6369/06-6360-6368					
連絡先	メールアドレス						
	ホームページアドレス	http://joylife.alsok.co.jp					
代表者(職名/氏名)	代表取締役	/ 遠藤 嘉裕					
設立年月日	平成 14 年 6月 3日						
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サ	ービス一覧表)					

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

友 孙	(ふりがな) ろーずらいふくずは								
名称	ローズライフくずは								
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出							
有料老人ホームの類型	介護付(一般型特定施設入居者生活介	護を提供する場合)							
所在地	〒 573-1111 大阪府枚方市楠葉朝日1丁目2番5号								
主な利用交通手段	京阪電車「樟葉」駅からバス5分「腐	京阪電車「樟葉」駅からバス5分「藤原」バス停留所より約120m							
	電話番号	072-867-0321							
連絡先	FAX番号	072-867-0327							
建 裕尤	メールアドレス	rosekuzuha@joylife.alsok.co.jp							
	ホームページアドレス	http://joylife.alsok.co.jp							
管理者 (職名/氏名)	支配人								
有料老人ホーム事業開始 日/届出受理日・登録日 (登録番号)	平成18年3月1日	ア成 17年9月2日 高施1379号							

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772403289	所管している自治体名	枚方市	
特定施設入居者生活介護	指定日	指定の更新日 (直近)		
指定日・指定の更新日 (直近)	平成 18年3月1日	令和6年 3月1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772403289	所管している自治体名	枚方市	
介護予防	指定日	指定の更新日(直近)		
特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日 (直近)	平成 18年3月1日	令和6年	3月1日	

3 建物概要

	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動	助更新	あり		
土地	賃貸借契約の期間	平成	18年3月	月1日		~	令和	18年2月	月29日
	面積		3, 670. 4	m²					
	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動	助更新	あり		
	賃貸借契約の期間	平成	18年3	3月1日		~	令和	18年2月	月29日
	延床面積		3, 867. 0	m ² (うち有	料老人ホー	ーム部分		3, 367. 1	m²)
建物	竣工日	平成	18年3月	1日		用途区分		有料老人太	ホーム
建物	耐火構造	耐火建築物	T)	その他の	の場合:				
	構造	鉄筋コンク	リート造	その他の	の場合:				
	階数	6	階	(地上	6	階、地階	0	階)	
	サ高住に登録してV	る場合、登	登録基準への	の適合性					
	総戸数	67	戸	届出又は登	録(指定)	をした室数		67室	(67室)
居室の 状況	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、 相部屋の定員数等)
	介護居室個室	0	0	×	×	0	1 6 m²	67室	
	共用トイレ	8	ケ所	うち男女	別の対応	が可能な	トイレ	0	ケ所
	六川「一		7 171	うち車椅	子等の対	応が可能	なトイレ	8	ケ所
	共用浴室	個室	6	ケ所	ケ所				
	共用浴室における 介護浴槽	機械浴	1	ケ所			ケ所	その他:	
	食堂	6	ケ所	面積	593. 5	m²	入居者や 利用でき		あり
	機能訓練室	1	ケ所	面積	33. 9	m²	設備	の的的大工	
共用施設	エレベーター	あり(ス	トレッチ	ャー対応))	1	ヶ所		
	廊下	中廊下	1.7	m	片廊下		m		
	汚物処理室	(3	ヶ所					
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
	NAME IN ALE	通報先	各フロア語	吉所	通報先から	5居室までの	の到着予定に	時間	1分以内
	その他			洗濯室(1)、健康管理室(1)、相記・ルーム(1)、ヘアサロン(1)、サ					レ(1)、図書コー
	消火器	あり	自動火災幸	服知設備	あり	火災通報記	2備	あり	
消防用 設備等	スプリンクラー	あり	なしの場合 (改善予定			•			
	防火管理者	あり	防災計画		あり	避難訓練の)年間回数	2	口

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		家庭的な雰囲気のなかで、いつまでも自分らしく暮らしていただけるよう、ご入居者のご要望や生活のリズムに合わせたサービスを行います。
サービスの提供内容に関する特色		介護保険(一般型特定施設生活介護)の基準の2倍以上の手厚い介護・看護職員体制を整えるとともに、各フロアの明るく大きなリビング・ダイニングを中心に、フロアごとのグループで生活していただく介護を行います
サービスの種類	提供形態	
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	入浴は月~土曜で、一人週3回程度。 入浴時間13:00~17:00。直接・間接介助有。 排せつは随時、直接・全面介助。 食事はできる限り自力摂取を促す。
食事の提供	自ら実施	栄養バランスのとれた献立を提供し、各階のリビング・ダイニングまで食事用カートで搬送、 必要に応じて入居者とともに配膳、下膳。病気等の理由により、リビング・ダイニングで食事 ができない場合は居室へ配膳、下膳。
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	委託	調理: 株式会社 魚国総本社 清掃: 京阪神セキュリティサービス株式会社
健康管理の支援 (供与)	自ら実施	随時。
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		状況把握サービスの内容:リビング・ダイニングで過ごされている時は、概ね常時見守り。居室で過ごされている時は、ケアプランに基づき、入居者の承諾を得た上で、訪室・昼間:1~2時間毎に訪室・夜間:2時間毎に訪室
		生活相談サービスの内容:館長以下、ホームの職員はいつでも入居者やご家族の相談を承ります。医師・弁護士・税理士その他専門家への相談については、ご依頼があれば適切な専門家を紹介します。ただし、相談費用は自己負担となります。
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	・医療法人 山田誠クリニック ・医療法人りんどう会向山病院
	提供方法	年2回、定期健康診断を行います。
入居者の個別的な選択によるサービ	゛ス	※別添2 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)
虐待防止		①虐待防止に関する責任者を選定しています。【支配人:佐藤 秦丈】 ②成年後見制度の利用を支援します。 ③苦情解決体制を整備しています。相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。 ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。 ア 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。 イ 個別支援計画の作成など、適切な支援の実施に努めます。 ウ 支援にあたっての悩みや苦労について、職員が相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。 ⑤当該事業所又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
身体的拘束		・身体的拘束は原則禁止としており、三原則(切迫性・非代替性・一時性)に照らし、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間(最長で1月)を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録し、経過観察を行います。家族等へ説明を行い、同意をいただきます。(継続して行う場合は概ね1月毎行います。)2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討します。 1月に1回以上、身体的拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組みます。 ・身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。 ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。 ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
非常災害対策		①事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。 非常災害対策に関する担当者(防火管理者) 職・氏名:サービス推進グループ長 金本明宏 ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。 ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期:(毎年2回 6月・11月)

(介護サービスの内容)

			1					
	護予防) 特定施設サービス 町の作成	防)特定施設入居者全②(介護予防)特定施設人居者公③(介護予防)特定抗明し、入居者の同意名③それぞれの入居者が成状況の記録を行いる(針計画に記載しているング」という。)を行	るサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握(「モニタリ					
	食事の提供及び介助	の利用者の身体状況は食事サービスの提供に流動食等、一人一人の栄養士に、治療食の提生にも可能です。食事でより、リビング・ダ	入居者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。 食事サービスの提供は、原則として、1日3回の食事と1回のおやつを提供します。食事は普通食・軟食・刻み食・ 流動食等、一人一人の心身の状況に合わせて適切なものを提供します。 栄養士により、栄養のバランスと日々の変化を考えたメニューを提供します。また、嘱託医等の特別の指示がある場合には、治療食の提供も行います。季節や行事に合わせたイベント食も提供します。健康状態に応じて、特別食や外食も可能です。食事の場所は、原則としてそれぞれのグループのリビング・ダイニングとなります。病気等の理由により、リビング・ダイニングで食事ができない場合は、介護居室内で食事することも可能です。リビング・ダイニングにはキッチンがあり、入居者が共同でご利用になることができます。					
日常	入浴の提供及び介助	どを行います。入浴/ 月~土曜(日曜日を	用者に対し、1週間に3回程度、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪な は清拭(随時)、一般浴介助、座位浴介助、臥位浴介助を提供します。 徐く)の間に一人週3回程度、入浴していただきます。 0~17:00(間接介助、直接介助、全面介助有)〕					
生活上	排泄介助	介助が必要な入居者に なります。	こは排泄介助(トイレ誘導、排泄の介助、おむつ交換等)随時行います。おむつ代は実費負担と					
の世話	更衣介助	①寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ②生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ③個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 身辺介助として、体位変換(随時)、居室からの移動、衣類の着脱、身だしなみ介助等、随時行います。						
	移動・移乗介助	あり	介助が必要な入居者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。杖又は歩行器で 移動を介助(直接介助有)、車いすでの移動を介助(全面介助有)を随時行います。					
	服薬介助	あり	介助が必要な入居者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。医師の指示に従って、看護職員が服薬管理を行います。 自主管理のできない入居者の薬は、健康管理室に施錠して保管します。 服薬にあたって薬を分別する際には、看護職員が個別の薬袋に入居者の名前を直接記入する等の方法で、確実な服薬管理を行います。					
機	日常生活動作を通じた訓練	入居者の能力に応じて	て、食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。					
能訓	レクリエーションを通じた訓練	入居者の能力に応じて	て、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。					
練	器具等を使用した訓練	あり	入居者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練 を行います。					
~	創作活動など	あり	入居者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 アクティビティ(イベント、趣味等の活動) 年間行事(誕生会等)、季節行事(夏祭り等)、趣味活動(コーラス、書道等)、及び日常生活の中での活動(菓子づくり等)を実施します。					
ての他	健康管理	②外部の医療機関に近 嘱託医が月2回ホー ます。また、入居者の クを行い、異常が認め	居者の状況に応じて適切な措置を講じます。 居院する場合はその介助について出来る限り配慮します。 ムを訪問し、入居者の健康状態を把握して、必要があれば看護職員に治療や検査などの指示をし の健康相談に応じます。看護職員が体温・脈拍・血圧測定など日常的な検査や観察などのチェッ められた場合には、協力医療機関の医師に報告し、指示を受けます。協力医療機関において適切 よう、通院時の付き添いや、入院時の手続き代行などの受療支援を行います。					
施設	の利用に当たっての留意事項	さい。身上に関する!し、又は安全衛生を管	とするときは、その都度外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届出てくだ重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出てください。施設の秩序、風紀を乱善しないようにしてください。 なる場合は、事前に所定の様式で届け出てください。食費の精算や不在時の介護居室の管理方法でいただきます。					
その	他運営に関する重要事項		入居者生活介護の提供にあたっては、サービス担当者会議等を通じて、入居者の心身の状況、そ 他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。					
短期の提	利用特定施設入居者生活介護 供	なし						
人員 実施	配置が手厚い介護サービスの	あり	(介護・看護職員の配置率) 1.5 : 1 以上					
-								

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

元本十 塚	救急車の手配、	入i	退院の付き添い、通院介助			
医療支援	その他の場合	:				
	名	称	r 医療法人 山田誠クリニック(嘱託医)			
	住	- 1.7	f 大阪府枚方市船橋本町2丁目52番地			
	診療科	// 1	内科 胃腸科 リハビリテーション科			
	12 /A TI	Н	訪問診療、急変時の対応			
	協力內	容	① 嘱託医の派遣 ② 年2回の定期健康診断			
	名	称	医療法人りんどう会向山病院			
	住	所	大阪府枚方市招提元町1丁目43番6号			
	診療科	目	内科、胃腸科、外科、整形外科、泌尿器科、脳外科、皮膚科、リハビリテーション科 放射線科			
	協力内	容	その他の場合: ② 緊急時その他、必要な場合のホームからの連絡への対応(診断、治療を行			
			む) ③ 専門医及び医療機関等の二次搬送先の紹介			
	名	- 1.7	関西医科大学くずは病院			
	住	所	大阪府枚方市楠葉花園町4番1号			
	診療科	目	内科、胃腸科、循環器科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、放射線 科、リハビリテーション科			
	協力内	容	急変時の対応 ① 協力医療機関の診療科目における入居者の受診、治療、ならびに入院加の支援 ② 緊急時その他、必要な場合のホームからの連絡への対応(診断、治療を含む) ③ 専門医及び医療機関等の二次搬送先の紹介			
	名	称	山本眼科			
協力医療機関	住	所	大阪府枚方市東船橋1-83 ヴィラージュ樟葉1F			
	<u>-</u> 診 療 科		眼科			
			急変時の対応			
	協力内	容	① 眼科における入居者の受診、治療 ② 入居者の眼科に関する症状悪化、その他必要な場合のホームからの連絡 の対応(診断、治療を含む) ③ 専門医および医療機関等の紹介			
	名	称	しげまつ耳鼻咽喉科医院			
	住	所	京都府八幡市男山長沢23-12			
	診療科	目	耳鼻咽喉科、気管食道科			
			急変時の対応			
	協力内	容	① 耳鼻咽喉科における入居者の受診、治療 ② 入居者の耳鼻咽喉科に関する症状悪化、その他必要な場合のホームから連絡への対応(診断、治療を含む) ③ 専門医および医療機関等の紹介			
	名	称	耳鼻咽喉科 岩井クリニック			
	住	所	大阪府枚方市東山1-49-12			
	診療科	目	耳鼻咽喉科			
			急変時の対応			
	協力内	容	① 耳鼻咽喉科における入居者の受診、治療 ② 入居者の耳鼻咽喉科に関する症状悪化、その他必要な場合のホームから 連絡への対応(診断、治療を含む) ③ 専門医および医療機関等の紹介			
	名	1.4	医療法人きたの整形外科			
	住		大阪府枚方市楠葉並木2丁目18-1			
	診療科	目	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科			
			急変時の対応			
	協力内	容	① 整形外科等における入居者の受診、治療 ② 入居者の整形外科等に関する症状悪化、その他必要な場合のホームから連絡への対応(診断、治療を含む) ③ 専門医および医療機関等への紹介			

	名			壬午	医療法人やしろ皮膚科	I.	
	往				大阪府枚方市宇山町5		
	1 診	療	⊉ !		皮膚科	1 1	
	診	燎	科	日			
	協	力	内	容	急変時の対応 その他の場合:	① 皮膚科における入居者の受診、治療② 入居者の皮膚科に関する症状悪化、その他必要な場合のホームからの連絡への対応(診断、治療を含む)③ 専門医および医療機関等の紹介	
	名			称	ほりぐち皮ふ科クリニ	- ック	
	住			所	大阪府枚方市楠葉花園	間 1 1 - 3 - 2 0 4	
	診	療	科	721	皮膚科		
	H>	////	11		急変時の対応		
協力医療機関	協	力	内	容		① 皮膚科における入居者の受診、治療 ② 入居者の皮膚科に関する症状悪化、その他必要な場合のホームからの連絡への対応(診断、治療を含む) ③ 専門医および医療機関等の紹介	
版//	名			称	野村皮フ科		
	住			所	大阪府枚方市楠葉朝日	$3 - 6 - 3 \ 4$	
	診	療	科	目	皮膚科		
					急変時の対応		
	協	力	内	容	その他の場合:	① 皮膚科における入居者の受診、治療 ② 入居者の皮膚科に関する症状悪化、その他必要な場合のホームからの連絡 への対応(診断、治療を含む) ③ 専門医および医療機関等の紹介	
	名			称	やまうちクリニック		
	住			所	大阪府枚方市町楠葉1	-2-16	
	診	療	科	目	情神科		
					訪問診療、急変時の対応	5	
	協	力	内	容	その他の場合:	① 精神科における入居者の受診、治療 ② 入居者の精神科に関する症状悪化、その他必要な場合のホームからの連絡 への対応(診断、治療を含む) ③ 専門医および医療機関等の紹介	
	名			称	関西電力病院		
	住			所	大阪市福島区福島2丁	目 1-7	
新興感染症発生時に					その他		
連携する医療機関	協	力	内	容	その他の場合:	①感染者が発生した場合に連携する ②感染者の療養の対応 ③入居者等への感染拡大を防止するための対応	
	名			称	辻阪歯科医院		
	住			所	大阪府枚方市北中振3	$3 - 2 \ 1 - 2$	
					訪問診療、急変時の対応	5	
	協	力	内	容		① 歯科における入居者の受診、治療 ② 入居者の歯科に関する症状悪化、その他必要な場合のホームからの連絡への対応(診断、治療を含む) ③ 専門医および医療機関等の紹介	
	名			称	医療法人おがわ歯科		
	住			所	大阪府枚方市東船橋1	-59	
· 拉力振利医療機関					急変時の対応		
協力歯科医療機関	協	力	内	容	その他の場合:	① 歯科における入居者の受診、治療 ② 入居者の歯科に関する症状悪化、その他必要な場合のホームからの連絡への対応(診断、治療を含む) ③ 専門医および医療機関等の紹介	
	名			称	医療法人理祥会 やま	もとファミリー歯科医院	
	住			所	京都府八幡市男山松里	1 3 - 1	
					訪問診療、急変時の対応		
	協	力	内	容		① 歯科における入居者の受診、治療 ② 入居者の歯科に関する症状悪化、その他必要な場合のホームからの連絡への対応(診断、治療を含む) ③ 専門医および医療機関等の紹介	

(入居後に居室を住み替える場合) 【住み替えを行っていない場合は省略】

1 民然に見会れたなおより担人	介護居室へ移る場	1 合				
入居後に居室を住み替える場合	その他の場合:	その他の場合:				
判断基準の内容	た場合でも、原則と	「ローズライフくずは」では、全ての居室が介護居室となっており、入居後に要介護状態の程度が変化した場合でも、原則として介護居室を変更していただく必要はありません。ただし、入居者の心身の状況に著しい変化があった場合は、介護居室の変更を行う場合があります。 (介護居室の面積、価格は全室同一です)				
手続の内容	 一定の観察期間 入居者、契約者 	介護居室の変更の判断に際しては、あらかじめ下記の手続を行います。 ① 一定の観察期間を設け、嘱託医の意見を聴く。 ② 入居者、契約者又は身元引受人等の同意を得る。 ③ 居室変更後の居室の概要、介護の内容、権利の変動、及び費用負担の増減等についての説明を行う。				
追加的費用の有無		なし	追加費用			
居室利用権の取扱い		介護居室の変更を行 権利を有します。	介護居室の変更を行った場合、従来の居室を利用する権利はなくなりますが、新たな介護居室を利用する 権利を有します。			
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容			
	面積の増減	なし	変更の内容			
	便所の変更	なし	変更の内容			
従前の居室との仕様の変更	浴室の変更	なし	変更の内容			
	洗面所の変更	なし	変更の内容			
	台所の変更	なし	変更の内容			
	その他の変更	あり	変更の内容	方角、階数		

(入居に関する要件)

(人居に関する要件)						
入居対象となる者	要支援、要介護					
留意事項	[入居基準] 1. 身体機能の低下または認知症等により、常時介護を必要とする概ね65歳以上の方 2. 常時医療機関において治療をする必要のない方 3. 他の入居者に伝染する疾患のない方 4. 自傷他害の恐れのない方 5. 健康保険に加入されている方 6. 身元引受人を立てることのできる方 7. 入居契約書に定めることを承認し、事業者の運営方針に賛同できる方					
契約の解除の内容	①入居者が死亡したとき ②契約者、又は事業者か ・契約者からの解約契約 を解約することができま	者は、事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、入居契約				
事業主体から解約を求める場合	解約条項	・事業者の契約解除 事業者は、契約者又は入居者が各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合には、予告期間をおいて入居契約を解除することがあります。 ①入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した場合②契約書にもとづく金銭債務の支払いを正当な理由なく遅滞し、文書による事業者の通知後も改善されない場合 ③契約書の条項その他に正当な理由なく重大な違反をし、文書による事業者の通知後も改善されない場合 ④入居者の行動が、他の入居者・職員の生命に危害を及ぼすなどの恐れがあり、通常の介護・接遇では防止できない場合、等 ⑤入居者が目的施設では提供できない医療施設への恒常的な入院入所を要する状態となるなど、目的施設において入居者に合理的に判断される場合 ⑥契約者または入居者が、自らまたは第三者をして、他の入居者または従業員に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言動、著しく迷惑を及ぼす言動、業務妨害行為、暴力的要求行為などを行い、または合理的範囲を超える負担を請求した場合				
	解約予告期間	3ヶ月				
入居者からの解約予告期間	1 f.					
体験入居	あり	利用期間 10日以内とします。 利用料 1日あたり9,350円 (本体価格8,500円、消費税850円) 利用時間 (1日あたり)10:00〜翌日10:00 ※3食・おやつ料金を含みます。				
入居定員	67 人					
その他						
L	1					

5 職員体制

(職種別の職員数)

1 \		職員数(実人数)				
		合計			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
			常勤	非常勤		
支配人		1	1		1.0	
生活相談	炎員	2	2		2.0	
直接処遇	 	48	40	8	42. 7	
	介護職員	39	32	6	35. 2	
	看護職員	9	7	2	7. 5	
機能訓練	東指導員	1		1	0.8	
計画作品	戈担当者	1	1		1.0	
栄養士		委託				
調理員	調理員					
事務員		4	1	3	1.9	
その他職員		26	9	17	16. 0	
1週間の	りうち、常勤	の従業者が	勤務すべき	時間数		40 時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			/#± +z.		
		常勤	非常勤	備考		
社会福祉士						
介護福祉士	28	25	3			
介護福祉士実務者研修修了者	6	6	0			
介護職員初任者研修修了者	37	31	6			
介護支援専門員						

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1	1	
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復師			
あん摩マッサージ指圧師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (21 時~ 7 時)					
	平均人数		最少時人数(宿直者・休憩者等を除く)		
看護職員	1	人	看護・介護職員のいずれか 4 人		
介護職員	4	人	有機・月機・貝のパ・940//・・・4 八		
生活相談員		人	人		
		人	人		

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

医全体型 人名英伊尔维 小利田	契約上の職員配置比率	1.5:1以上
者に対する看護・介護職員の割合	実際の配置比率	1.4:1
	(記入日時点での利用者数:常勤換算職員数)	

(職員の状況)

於 т田 →	他の職務との兼務						なし				
官理有	管理者 業務に係る 資格等		なし	資格等の名称							
		看護	職員	介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度〕用者数	L年間の採	3		7	5						
職者数	l 年間の退	2		8	2						
た業職務員に	1年未満	2		5	1						
員の人数し	1年以上 3年未満	2	2	1	5	1					
	3年以上 5年未満	1		6							
た経験年数に	5年以上 10年未満	1		8						1	
に 応 じ	10年以上	1		11	1	1			1		
備考	備考									_	
従業者の	の健康診断	の実施状	況	あり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式				
		選択方式	選択方式			
利用料金の支払い方式	s. N	選択方式の内容 ※該当する方式を全て選 択		全額前払い方式、一部前払い方式		
				月払い方式		
年齢に応じた金額設定	<u>?</u>	あり				
要介護状態に応じた金	額設定	なし				
入院等による不在時に	おける利用	あり				
料金(月払い)の取扱い		内容:	食費以外の家賃、管理費及び介護費はお支払いいただきます。			
利用料入のお字	条件	費用の改定にあ して行います。	- かたっては、目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数および人件費等を勘3			
利用料金の改定	手続き		、見を聞いたうえ 前に通知します	で改定するものとします。また、料金の価格改定にあたっては、契約者または。。		

(代表的な利用料金のプラン)

					8 5 歳以上 Aプラン	月払い方式
7 F	1± 01	T25/III		要介護度	要介護 1	要介護 1
八尺	人居者の状況 年齢		年齢	入居時85歳以上	入居時65歳以上	
				部屋タイプ	介護居室個室	介護居室個室
				床面積	16 m²	16 m²
				トイレ	あり	あり
居室	の状況	兄		洗面	あり	あり
				浴室	なし	なし
				台所	なし	なし
	収納		収納	あり	あり	
入扂	入居時点で必要な費 ^{前払}		要な費	前払金 (家賃、介護サービス費等)	16,000,000 円	
用				敷金		300,000 円
月額	費用の	の合詞	H		294, 765 円	628, 765 円
	家賃	11当2	頂		0 円	334,000 円
		特定	施設入	居者生活介護※の費用	20,765 円	20,765 円
	.,		介護費	,	81,100 円	81,100 円
	サー				75,000 円	75,000 円
	- ビス費用 開発 (1) 第 (2) 第 (2) 第 (3) 第 (4) 第 (4) 第 (5) 第 (6) 8 (6) 8		光熱水	費	0 円	0 円
			管理費	,	117,900 円	117,900 円
)11	外				

- ※介護保険費用は入居者の所得等に応じて負担割合が変わります。 ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3のとおりです。 ※居室にテレビを設置した場合は、入居者による放送受信契約の手続きが必要となります。

(利用料金の算定根拠等)

家賃		用施設を利用するための費用です。土地建物賃借料、内装設備費、修繕、管理事務費等を基礎として算定しています。月払い金の場合は、別途				
	家賃の 1	ヶ月分				
敷金	解約時の対応	本契約が終了した場合は、敷金を全額無利息で返還します。 ただし、月額利用料ならびに原状回復費用の未払い、その他の本契約から生じる契約者の事業者に対する支払債務が存在する場合は、当該債務 の額を敷金から差し引くことがあります。				
前払金	土地建物賃借料、内装設備 住期間を勘案して算定して 入居前払金は、老人福祉社 ない金品の受領に該当しま 入居前払金の算定にあたっ	第29条第6項において受領が禁止されている権利金、または対価性の				
食費		のかける。 のでででででは、 のでする。 のです。 のです。 のです。 のです。 のです。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 ので				
管理費	管理人件費、光熱水費、消耗品費、通信費、健康管理費、車両維持費、外部業者委託費(セキュリティ、清掃)、アクティビティ(イベント、趣味等の活動)の費用です。					
光熱水費	管理費に含みます。					
介護費	て、要介護者等1.5人に	L負担額は含みません。 Eい職員配置のための費用です。当ホームでは、現在及び将来にわたっ 対し、職員1人以上(週40時間の常勤換算)の割合で介護にあたりま る特定施設入居者生活介護の基準の2倍以上の人数です。				
介護保険外費用	「介護保険外費用」は、介るものです。	護保険給付(利用者負担額を含む)によってカバーできない額に充当す				
利用者の個別的な選択によるサー ビス利用料	別添 2					
その他のサービス利用料	入居者の個別的な選択によ 利用料 1,540円(本体価格 (30分毎/対応スタッフ1人	1,400円、消費税140円)				

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬、加算の利用者負担分。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の 介護サービス (上乗せサービス)	(上掲)
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

(前四亚〇文段/ 六前)	公立を支限していない場合は自哈			
算定根拠		(家賃相当分) 目的施設の介護居室及び共用施設を利用するための費用です。 土地建物賃借料、内装設備費、修繕維持費、諸税、借入金利息、管理 事務費等を基礎とし、想定居住期間を勘案して算定しています。入居 前払金は、老人福祉法第29条第6項において受領が禁止されている 権利金、または対価性のない金品の受領に該当しません。		
想定居住期間(償却年	F月数)	85歳以上:48ケ月 80歳〜84歳:60ケ月 75歳〜79歳:72カ月		
償却の開始日		入居日		
想定居住期間を超えて額)	で契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却	年齢別プラン(A・B・C) 85歳以上(A:320万円 B:200万円 C:120万円) 80~84歳(A:340万円 B:212.5万円 C:127.5万円) 75~79歳(A:360万円 B:225万円 C:135万円)		
初期償却率(%)		20%		
	入居後3月以内の契約終了	入居日から3ヶ月以内に、契約者からの解約の申し出、または入居者の死亡により契約が終了した場合には、受領済みの入居前払金ならびに月額利用料を全額無利息で返還します。但し、入居日から契約終了日までについて1日あたりの施設利用料、管理費、介護保険の利用者負担額、原状回復費用等の実費についてはお支払いいただきます。		
返還金の算定方法	入居後3月を超えた契約終了	前払金のうち、20%を除いた額を、償却期間で均等償却し、解約時の返還金を計算します。なお、返還金の算出に際しては、入居期間起算日および契約終了日が属する月は、1ヶ月に満たない期間について、1ヶ月を30日として日割計算した額とし、また返還金は無利息とします。 ・ 前払金償却期間内の場合(4年の場合)前払金×80%×(48ヶ月ー経過月数)÷48ヶ月 ・ 前払金償却期間を超える場合返還金はありません。 前払金の追加徴収は行いません。		
前払金の保全先	2 信託契約を行う信託会社等の名称	三井住友信託銀行		

7 入居者の状況

(入居者の人数)

	65歳未満	0 人
年齢別	65歳以上75歳未満	1 人
	75歳以上85歳未満	12 人
	8 5 歳以上	46 人
	自立	0 人
	要支援1	9 人
	要支援 2	4 人
要介護度別	要介護 1	9 人
安川 護及別	要介護 2	9 人
	要介護 3	13 人
	要介護 4	8 人
	要介護 5	7 人
	6か月未満	4 人
	6か月以上1年未満	6 人
7. 昆钿铒卯	1年以上5年未満	28 人
入居期間別	5年以上10年未満	16 人
	10年以上15年未満	3 人
	15年以上	2 人
喀痰吸引の必要	な人/経管栄養の必要な人	1 人 / 2 人
入居者数		59 人

(入居者の属性)

性別	男性		16	人	女性		43 人
男女比率	男性		27%	%	女性		73% %
入居率	88. 1%	%	平均年齢	89. 5	歳	平均要介護度	2.8

(前年度における退去者の状況)

	自宅等		0 人	
	社会福祉施設		0 人	
退去先別の人数	医療機関		2 人	
	死亡者		9 人	
	その他		0 人	
			0 人	
	施設側の申し出	(解約事由の例)		
生前解約の状況				
土 月1月年末リック4人7月			1 人	
	入居者側の申し出	0人 2人 9人 0人 0人 (解約事由の例)		
		自宅復帰のため		

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称(設置者)		ローズラ	イフくずは フロン	ント(支配人)			
電話番号 / FAX		072-867-0321	/	072-867-0327			
	平日		9:00~18:00				
対応している時間	土曜		9:00~18:00				
	日曜・祝日		9:00~18:00				
定休日			無				
窓口の名称(担当者)		ALSOKジョイライ	フ株式会社 苦情	目談窓口(総務グループ)			
電話番号 / FAX		06-6306-6369	/	06-6360-6368			
対応している時間	平日		9:00~18:00				
定休日			土・日・祝日				
窓口の名称		公益社団	団法人全国有料老人	ホーム協会			
電話番号			03-5207-2763				
対応している時間	平日		10:00~17:00				
定休日		土・日・祝日					
窓口の名称(苦情の物	揚合)	枚方市 健康福祉部 介護認定給付課					
電話番号 / FAX	-	072	2-841-1460/072-84	4-0315			
対応している時間	平日	$9:00\sim17:30$					
定休日		土・日・祝日・年末年始					
窓口の名称(事故の場	揚合)	枚方下	扩健康福祉部福祉指	導監査課			
電話番号 / FAX	-	072	2-841-1468/072-84	1-1322			
対応している時間	平日		9:00~17:30				
定休日		=	上・日・祝日・年末	年始			
窓口の名称(虐待の場	揚合)	枚方市 健康福祉部 健康福祉総合相談課					
電話番号 / FAX		072-841-1401/072-841-5711					
対応している時間	平日	9:00~17:30					
定休日		土・日・祝日・年末年始					
窓口の名称		大阪府国民健康保険団体連合会					
電話番号		06-6949-5418					
対応している時間	平日	9:00~17:00					
定休日			土・日・祝日				

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

	加入先	損保ジャパン介護賠償責任保険		
損害賠償責任保険の加入状況	加入内容	火災保険、賠償責任保険(介護総合)、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、有料老人ホーム損害賠償責任保険に加入しており、サービス提供上の事故により入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除き賠償されます。		
	その他			
賠償すべき事故が発生したときの対応	苦情・事故マニュ (介護保険サービス	アルに基づく ス・介護保険外サービス)		
事故対応及びその予防のための指針	あり			

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

		あ	りの場合	アンケート調査実施及び意見	箱の設置		
利用者アンケート調			実施日	2025年3月1日	3月1日		
査、意見箱等利用者 の意見等を把握する	あり			あり 開示の方法 運営懇談会で報告。後日、事録を配布。 2012年2月24日 公益社団法人全国有料老人ホーム協会 有料老人ホームサービス評価プログラム (機関名:株式会社ぎょうせい総合研究所)			
取組の状況			結果の開示	開示の方法	運営懇談会で報告。後日、議事録を配布。		
			りの場合				
			実施日	2012年2月24日			
第三者による評価の実施状況	あり		評価機関名和	有料老人ホームサービス評価	ームサービス評価プログラム		
			41.E EE -	なし			
			結果の開示	開示の方法			

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開・入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に公開・入居希望者に交付
事業収支計画書	入居希望者に公開・入居希望者に交付
財務諸表の要旨	入居希望者に公開・入居希望者に交付
財務諸表の原本	入居希望者に公開・入居希望者に交付

		ありの場合						
		開催頻度	年 2 回					
運営懇談会		構成員	人居者、契約者又は身元引受人等(成年後見制度に基づく後見人等を含みまホームの役職員(生活サポートグループ責任者、サービス推進グループ責任ループ責任者、フロア責任者等)により構成されます。必要に応じて、第三験者、民生委員等、又は事業者の苦情相談窓口責任者を構成メンバーとしま	E者、ホームサービスグ E者的立場にある学識経				
		なしの場合の代						
	+ 10	替措置の内容	Uチ모ᄉᆢᄼᄱᄊᄼᄜᄱ	_				
	ありあり	虐付防止対東検討 指針の整備	計委員会の定期的な開催					
高齢者虐待防止のための取組の状況	あり	定期定期な研修	の実施					
	あり	担当者の配置	- >					
	あり		正化検討委員会の開催					
	あり	指針の整備						
	あり	定期的な研修の		11 11				
身体的拘束の適正化等の取組の状況	あり	٤	ハ場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為(身体 	的拘束等)を行っこ 				
		場合	を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない の理由の記録	あり				
	あり	感染症に関する						
	あり	災害に関する業績						
業務継続計画 (BCP) の策定状況 等	_							
चें	ありあり							
	あり	定期的な業務継続						
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	CHIELD					
個人情報の保護	①護②密③④な【①たい②は③た際事関事をま事っ個事、ま事、事はし業係業正た業た人業入せ業善業削で	者事者と、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入居者の個月 情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入居者 その家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録 ともって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 こついては、入居者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果 合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うも な場合は入居者の負担となります。)	めるものとします。 人居者又はその家族の秘 期間及び従業者でなく 人情報を用いません。ま 者の家族の個人情報を用 录を含む。)について 果、情報の訂正、追加ま ものとします。(開示に				
緊急時等における対応方法	の 【氏住電携勤 工 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	な措置を講じる。 等緊急連絡先】 名 所 号 話話 先	舌者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治のEとともに、入居者が予め指定する連絡先にも連絡します。 続柄	を即への連絡を行り寺				
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合 の内容						
枚方市有料老人ホーム設置運営指導 指針「規模及び構造設備」に合致し ない事項								
合致しない事項がある場合の内 容	中廊下	の幅が基準値の	2. 7 m未満であるためサロンを旋回場所として活用する。					
「7. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措 等の内							
合致しない事項がある場合の入 居者への説明	入居契	約時に説明する。						
上記項目以外で合致しない事項	なし							
合致しない事項の内容								
代替措置等の内容 合致しない事項がある場合の入								
日女とない事項がめる場合の八	ĺ							

添付書類:別添1 (事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス) 別添2 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表) 別添3 ((介護予防) 特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表)

上記の重要事項説明書の内容について	「松方市有料老人ホーム	設置演员指道指針」	の相定に其づき	7. 民考	3 民者代理 (に説明を行い	すした

説明年月日:

年 月 日

	法人名:
	代表者氏名:
	事業所名:
	説明者氏名:
上記の重要事項の内容、並びに介護サービス 受け、内容について同意し、重要事項説明書	、医療サービス等、その他のサービスの提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を の交付を受けました。
	(入居者)
	住 所 :
	氏 名 :
	(入居者代理人) 住 所 :
	氏 名 :

(別添1)事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地					
〈居宅サービス〉								
訪問介護	あり	訪問介護ステーション ナービスくずは	大阪府枚方市楠葉花園町 14-1					
訪問入浴介護	あり	訪問入浴ステーション ナービスくずは	大阪府枚方市楠葉花園町 14-1					
訪問看護	あり	訪問看護ステーション ナービスくずは	大阪府枚方市楠葉花園町 14-1					
訪問リハビリテーション	なし							
居宅療養管理指導	なし							
通所介護	あり	デイサービスセンター ナービス堂山公園	大阪府枚方市堂山 3-11-1					
通所リハビリテーション	なし							
短期入所生活介護	なし							
短期入所療養介護	なし							
特定施設入居者生活介護	なし							
福祉用具貸与	あり	福祉用具センター ナービスくずは	大阪府枚方市楠葉花園町 14-1					
特定福祉用具販売	あり	福祉用具センター ナービスくずは	大阪府枚方市楠葉花園町 14-1					
<地域密着型サービス>								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし							
夜間対応型訪問介護	なし							
地域密着型通所介護	なし							
認知症対応型通所介護	なし							
小規模多機能型居宅介護	なし							
認知症対応型共同生活介護	なし							
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし							
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし							
看護小規模多機能型居宅介護	なし							
居宅介護支援	あり	ケアプランセンター ナービスくずは	大阪府枚方市楠葉花園町 14-1					

<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	あり	訪問入浴ステーション ナービスくずは	大阪府枚方市楠葉花園町 14-1
介護予防訪問看護	あり	訪問看護ステーション ナービスくずは	大阪府枚方市楠葉花園町 14-1
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	あり	福祉用具センター ナービスくずは	大阪府枚方市楠葉花園町 14-1
特定介護予防福祉用具販売	あり	福祉用具センター ナービスくずは	大阪府枚方市楠葉花園町 14-1
〈第1号事業>	<u> </u>		
予防訪問事業	あり	訪問介護ステーション ナービスくずは	大阪府枚方市楠葉花園町 14-1
予防通所事業	あり	デイサービスセンターナー ビス堂山公園	大阪府枚方市堂山 3-11-1
<地域密着型介護予防サービス>	<u> </u>		
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
	なし		
〈介護保険施設>	•	•	
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		個別の利用料で	で実施するサービス	備考
			料金※ (税込み)	V用 ^人 与
	食事介助	あり	月額利用料に含む	
	排せつ介助・おむつ交換	あり	月額利用料に含む	
介護	おむつ代	あり	実費負担。	
サ	入浴(一般浴) 介助・清拭	あり	週3回までは月額利用料に含む	
 	特浴介助	あり	週3回までは月額利用料に含む	
ス	身辺介助(移動・着替え等)	あり	月額利用料に含む	
	機能訓練	あり	月額利用料に含む	
	通院介助	あり	月額利用料に含む	協力医療機関以外への付添介助は実費負担
	居室清掃	あり	月額利用料に含む	
	リネン交換	あり	月額利用料に含む	
	日常の洗濯	あり	月額利用料に含む	ドライクリーニングは専門業者への取次ぎにつき実費負担。
生活	居室配膳・下膳	あり	月額利用料に含む	
サ	入居者の嗜好に応じた特別な食事	あり	月額利用料に含む	特別食や外食の費用は実費負担
 	おやつ	あり	おやつ145円(食費に含まれます)	
ス	理美容師による理美容サービス	あり	実費負担。	
	買い物代行	あり	月額利用料に含む	ホーム指定日(週1回)以外の代行は別途費用負担
	役所手続代行	あり	月額利用料に含む	ホーム指定日(月1回)以外の代行は別途費用負担
	金銭・貯金管理	あり	月額利用料に含む	小口現金管理の委託は可能。事務諸経費は実費負担
健康	定期健康診断	あり	月額利用料に含む	
管	健康相談	あり	月額利用料に含む	
理サ	生活指導・栄養指導	あり	月額利用料に含む	
ーービ	服薬支援	あり	月額利用料に含む	
ス	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	あり	月額利用料に含む	
入退	移送サービス	あり	月額利用料に含む(協力医療機関への移送)	協力医療機関以外への移送は実費負担
院の	入退院時の同行	あり	月額利用料に含む(協力医療機関への移送)	協力医療機関以外への同行は実費負担
かサージ	入院中の洗濯物交換・買い物	あり	代行を行う)	協力医療機関以外へ入院中の場合、洗濯物交換・買物代行は実費負担
ビス	入院中の見舞い訪問	あり	月額利用料に含む (協力医療機関に入院中の場合、週1回程度訪問する。)	協力医療機関以外へ入院中の場合、訪問は実費負担

^{※1}利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割、2割又は3割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。 ※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

(別添3) (介護予防)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表(地域区分別の単価(5級地10.45円)を含んでいます。)

【令和7年(2025年)7月1日現在】

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額のうち利用者負担額に応じた額を負担していただきます。)

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)
要支援1	183	1,912円	192円	383円	574円
要支援2	313	3,270円	327円	654円	981円
要介護1	542	5,663円	567円	1,133円	1,699円
要介護2	609	6,364円	637円	1,273円	1,910円
要介護3	679	7,095円	710円	1,419円	2,129円
要介護4	744	7,774円	778円	1,555円	2,333円
要介護5	813	8,495円	850円	1,699円	2,549円
要介護1(短期利用)	542	5,663円	567円	1,133円	1,699円
要介護2(短期利用)	609	6,364円	637円	1,273円	1,910円
要介護3(短期利用)	679	7,095円	710円	1,419円	2,129円
要介護4(短期利用)	744	7,774円	778円	1,555円	2,333円
要介護5(短期利用)	813	8,495円	850円	1,699円	2,549円

(注)短期利用特定施設入居者生活介護の利用については、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を負担いただくこととなりますので、ご留意ください。

※身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

※虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止の ための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。

※業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、 上記金額の97/100となります。

【要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。】

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)	算定回数等	
入居継続支援加算(I)(★)	36	376円	38円	76円	113円	-1日につき	
入居継続支援加算(Ⅱ)(★)	22	229円	23円	46円	69円		
生活機能向上連携加算(I)	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき(原則3月に1回を限 度)	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,090円	209円	418円	627円	1月につき(個別機能訓練加算を 算定の場合は(I)ではなく(I)?	
個別機能訓練加算(I)	12	125円	13円	25円	38円	-1日につき	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	209円	21円	42円	63円		
ADL維持等加算(I)(★)	30	313円	32円	63円	94円		
ADL維持等加算(Ⅱ)(★)	60	627円	63円	126円	189円		
夜間看護体制加算(Ⅰ)(★)	18	188円	19円	38円	57円	-1日につき	
夜間看護体制加算(Ⅱ)(★)	9	94円	10円	19円	29円		
若年性認知症入居者受入加算	120	1,254円	126円	251円	377円	1日につき	
協力医療機関連携加算	100	1,045円	105円	209円	314円	-1月につき	
協力医療機関連携加算	40	418円	42円	84円	126円		
口腔・栄養スクリーニング加算	20	209円	21円	42円	63円	1回につき	
科学的介護推進体制加算	40	418円	42円	84円	126円	1月につき	
退院·退所時連携加算	30	313円	32円	63円	94円	1日につき	
退居時情報提供加算	250	2,612円	262円	523円	784円		
	72	752円	76円	151円	226円	死亡日以前31日以上45日以下	
手取11人类加管(T)/+\	144	1,504円	151円	301円	452円	死亡日以前4日以上30日以下	
看取り介護加算(I)(★)	680	7,106円	711円	1,422円	2,132円	死亡日の前日及び前々日	
	1,280	13,376円	1,338円	2,676円	4,013円	死亡日	
看取り介護加算(Ⅱ)(★)	572	5,977円	598円	1,196円	1,794円	死亡日以前31日以上45日以下	
	644	6,729円	673円	1,346円	2,019円	死亡日以前4日以上30日以下	
	1,180	12,331円	1,234円	2,467円	3,700円	死亡日の前日及び前々日	
	1,780	18,601円	1,861円	3,721円	5,581円	死亡日	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	31円	4円	7円	10円	10/-0*	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	41円	5円	9円	13円	-1日につき	
高齢者施設等感染対策向上加算(I)	10	104円	11円	21円	32円	-1月につき	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	52円	6円	11円	16円		
新興感染症等施設療養費	240	2,508円	251円	502円	753円	1月に1回、連続する5日を限度	

生産性向上推進体制加算(I)	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	104円	11円	21円	32円	TAIC JO	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	229円	23円	46円	69円		
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	188円	19円	38円	57円	1日につき	
サービス提供体制強化加算(皿)	6	62円	7円	13円	19円		
介護職員等処遇改善加算 (I)~(V1~14) 【各事業所で該当区分を記載してくださ い】	所定単位数[※]の ○/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	1月につき	

※(★)は要介護のみ。

※介護職員等処遇改善加算の「所定単位数」は、基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担額見積もり

介護報酬		要支援1	要支援2			
自己負担	(1割の場合)	7, 432円	12, 029円			
	(2割の場合)	14, 864円	24, 058円			
	(3割の場合)	22, 296円	36, 087円			
介護報酬		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担	(1割の場合)	20, 765円	23, 134円	25, 609円	27, 907円	30, 347円
	(2割の場合)	41, 529円	46, 267円	51, 218円	55, 814円	60, 694円
	(3割の場合)	62, 293円	69, 400円	76, 827円	83, 721円	91, 041円

※田記の介護保険利用者負担額は、医療機関連携加算、介護職員等処遇改善加算Ⅰ、サービス提供体制強化加算Ⅰ、夜間看護体制加算(特定施設入居者生活介護サービスをご利用の 方のみ)、科学的介護推進体制加算、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ、生産性向上推進加算Ⅱを含み、月間の利用日数が30日の場合の目安です。(非課税)また、上記金額に加えて 別途、退院・退所時連携加算、看取り介護加算の加算額が必要な場合があります。介護保険利用者負担額は、実際の利用日数分をお支払いいただきます。

・1か月30日で計算しています。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」 を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

③加算の概要

・入居継続支援加算【要支援は除く】

入居継続支援加算は、利用者や職員の割合について厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出ている場合に算定します。

•生活機能向上連携加算

生活機能向上連携加算(I)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当事業所の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。生活機能向上連携加算(I)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

•個別機能訓練加算

個別機能訓練加算(I)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に 提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定します。

·ADL維持等加算【要支援は除く】

ADL維持等加算は、一定期間に当事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。

・夜間看護体制加算【要支援は除く】

夜間看護体制加算は、看護に係る責任者を定め、利用者に対して24時間連絡できる体制と必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合に算定します。

•若年性認知症入居者受入加算

若年性認知症入居者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。

·協力医療機関連携加算

協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定します。

ロ腔・栄養スクリーニング加算

口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。

•科学的介護推進体制加算

科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を(介護予防)特定施設入居者生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。

・退院・退所時連携加算【要支援は除く】

退院・退所時連携加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から当事業所に入居した場合に、入居した日から30日以内の期間について算定します。

•退居時情報提供加算

退居時情報提供加算は、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に算定します。

・看取り介護加算【要支援は除く】

看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した利用者に対して、多職種共同にて介護に係る計画 を作成し、利用者又は家族の同意のもと、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。

・認知症専門ケア加算

認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

• 高齢者施設等感染対策向上加質

高齢者施設等感染対策向上加算は、高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を確保している 場合に算定します。

•新興感染症等施設療養費

新興感染症等施設療養費は、利用者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った場合に算定します。

•生産性向上推進体制加算

生産性向上推進体制加算は、介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定します。

・サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して(介護予防)特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。

·介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。